**R3経営目標にかかる委員意見**

**資料９**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **法 人 名** | **委 員 意 見** | **部　　局　　・　　法　　人　　回　　答** |
| ５月10日 | （公財）大阪国際平和センター | オンラインやアプリの利用について、成果測定指標とすることを検討してほしい。 | ○ピースおおさかのミッションにも記載のとおり、戦争の悲惨さ・平和の尊さを次の世代へ伝え平和学習を推進していくためには、実際に展示されている資料や情報等の実物に触れ、自身で感じ考えることが何よりも重要であると考えている。  ○一方で、現在のコロナ禍の状況を踏まえ、委員からご意見をいただいたオンライン化への対応については、平和学習を推進するための補完的な役割等としても、その必要性は財団としても認識している。  ○当法人は収益事業を有していないこと、学芸員が2名しか在籍していないこと等、コストやマンパワー面での制限があるが、引き続きどういったことができるかを含め、慎重に検討を進めていきたい。  ○また、これらの状況も踏まえ、既存の成果測定指標との比較衡量を行った上で次年度以降の成果測定指標への反映の適否等についても併せて検討を行っていきたい。 |
| 法人が能動的に動ける部分（資料貸出など）のウエイトを上げるべきではないか。 | ○能動的な指標として委員よりご意見をいただいた「貸出資料利用件数」については、学校からの貸出依頼が主となっている。  ○利用目的としては、修学旅行や校外学習前の事前準備の学習利用や、人権週間等の際の学校内での全体展示が多くを占めている状況にあるが、修学旅行や校外学習の中止・延期・縮小、密回避のために学校での全体展示会等の中止・縮小、学習カリキュラムの遅延による人権関係の学習時間の見直し等、法人の能動的な取り組みに関わらず、令和２年度と同様、コロナ禍の影響に左右され、件数が減少している状況である。  ○また、「出かける展示」についても同様に展示自体ができなくなるケースなど、コロナ禍の影響により実施回数が左右され、法人の能動的な取り組みの成果の反映が難しい状況である。  ○こうした状況を踏まえ、両指標とも、「入館者数」と同様にコロナの影響を受ける性質の目標であると考えられるため、財団及び所管課としては令和２年度と同様のウエイトの設定としたい。  （なお、「入館者数」を「貸出資料利用件数」「出かける展示」よりもウエイトを高くしている理由としては、ピースおおさかのミッションでもある、戦争の悲惨さ・平和の尊さを次の世代へ伝え平和学習を推進していくためには、実際に展示されている資料や情報等の実物に触れ、自身で感じ考えることが重要であると考えており、そのため、館の利用促進を図る指標である「入館者数」のウエイトを高くしている。） |
| （公財）大阪府国際交流財団 | 外国人向け相談について、相談内容などの集計データを提供してほしい。 | ○別添のとおり。（別紙①、②参照） |
| ５月14日 | （公財）大阪府文化財センター | コロナ禍におけるオンラインを活用した事業展開を検討しているのであれば、戦略目標達成のための活動事項や、今後の改善策の中で具体的に記載してはどうか。  また、博物館の入館者数等の増加が見込めない中、Youtube等を活用するのであれば、動画のアップ回数等を活動指標に置いてもよいのではないか。 | ○委員意見を踏まえ、博物館入館者数のプロセス指標として、「オンライン動画の制作・配信数」を成果測定指標に追加。（別紙③参照）  学芸員による展示会ならびに各種行事の解説動画など、オンラインを活用して博物館の情報を効果的に発信することで、各博物館の魅力を高め、来館意欲を喚起。  （目標数値の考え方）  令和２年度は、まずコロナ対策を最優先しての事業再開を余儀なくされたことから、弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館の両館ともに動画制作・配信への取組みが遅くなったという状況があり、11件の配信となった。令和３年度については、取組みの開始時期を早め、さらに日本民家集落博物館においても動画配信を実施することで、24件を目指すこととしている。 |
| （公財）大阪府育英会 | 〇最重点目標「寄附金確保にかかる令和３年度目標額」について  令和３年度の目標値（5,000万円）については、コロナ禍において給付型奨学金の需要が高まることが予想され、目標達成には一定法人の努力が必要であることを踏まえれば、令和２年度は特殊要因があったとしても、少なくとも令和元年度実績（5,728万円）を踏まえて数値を再考すべきではないか。 | ○寄附金の確保に向け、企業、団体への訪問、ポスター・チラシの設置やホームページ等などによる広く府民への周知、夢みらい奨学生による街頭募金、大阪マラソン寄附先団体に応募し選出されるなど、鋭意努力しているところ。  ○しかしながら、企業・団体からの寄附は、相手方の意向次第であり、さらには経営状況などによって左右されるため不確定要素が多い。また、個人からの寄附も善意によるものであるうえ、相手方の事情によるところも大きい。  ○特に、昨年から続く新型コロナウイルス感染拡大の影響により、社会・経済活動が制限され企業経営は厳しい状況が続いており、昨年度の大口寄附者からも今年度も同様に寄附を行うのは難しい状況。  ○育英会においても寄附依頼のための企業・団体への訪問の自粛、街頭募金の中止、大阪マラソンの中止など、数々の寄附の募集活動ができなくなっている。  以上のように新型コロナウイルス感染症の終息が見通せず、企業経営は厳しさを増し、寄附金の募集活動が制限される中で寄附金の確保は非常に厳しい状況にあるが、委員からいただいたご意見等も踏まえ、寄附目標額を現在の5,000万円から新型コロナウイルス感染拡大前の２カ年平均（令和元年度と平成30年度）である5,700万円に引き上げたい。（別紙④参照） |
| 奨学金の対象は日本人のみか、もしくは在留外国人も含まれるのか。 | ○生徒についての要件はありません。  保護者が外国籍の方の申込みについては、次の在留資格が必要となります。  ＜在留資格＞・永住者 ・日本人の配偶者等 ・永住者の配偶者等 ・定住者（※）  （※）定住者については、将来日本に永住する意思のない方は、申し込み資格はありません。 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  | **法 人 名** | **委 員 意 見** | **部　　局　　・　　法　　人　　回　　答** |
| ５月14日 | （一財）大阪府みどり公社 | ○「ナラ枯れ被害地の森への再生（森づくり活動に参加する府民の人数）」について  １回あたり50人という数字の根拠や、ホームページで公表されていない事業を目標とされていることについて、もう少し説明が必要ではないか。また、200人の活動でどういう効果があるのか、わかりやすく示してほしい。 | ○１回あたり50人という数字の根拠等  森づくり予定地は、傾斜地で凹凸のある荒地であること、また、子供たちの参加も多く、参加者の事故防止等の安全を十分図る必要がある。また、森づくり活動は、主としてスコップやクワを用いての植栽作業であるが、正しい方法・手順で行う必要がある。これらのことから、参加者は5人程度の小人数のグループを作り、それぞれのグループに植樹指導員を配置して作業を行うこととしている。1回の実施規模（参加人数等）については、植樹指導員等スタッフの確保とともに、作業の安全・作業進捗等に係る全体の確認が行えるエリアにおいて実施する必要がある。令和3年3月に実施したモデル事業の実績を見ても、5人×10か所の約50人での活動が適切と考えている。  　本活動はヤマザクラやモミジなどの苗木を植栽するが、その植栽適期は2月から3月の短い期間であり、各園地で1シーズン2回実施する計画としたもの。　50人＊2回＊2園地＝200人  ○ホームページの公表  　本事業は新規に実施するものであり、また、植栽の適期である来年2月から3月に実施する活動であり、参加者を募る下半期には、できるだけ早期にホームページ等を通じて、府民にお知らせする。  ○効果・目的  　府民の方に、府民の森を散策などで単に利用するという形態から、自然のしくみ・おもしろさを学び、荒廃した森林を元気な森に再生する活動に参加していただく。この取り組みを通じて、府民の森に対する愛着を醸成するとともに、府民の森の管理や保全活動に参加するサポーターを増やしていくことを目的としている。  　2園地において、早期復旧が必要である基幹施設や基幹歩道に隣接した区域について、5年間で延べ1,000人の参加を得て森づくりを行い、健全な森林の再生を図っていく。 |
| ５月19日 | 大阪府土地開発公社 | 「府への公有用地売渡し額」のウエイトについて、より法人が能動的に動ける指標へ配分してはどうか。 | ○委員意見を踏まえ、ウエイトを変更。（別紙⑤参照）  「府への公有用地売渡し額」のウエイトを１０から５に、  「実践力向上研修」のウエイトを１０から１５に変更（配点に差がある理由等を資料2に追記。） |
| 大阪外環状鉄道（株） | 高架下の貸付等について、指標の設定を検討してはどうか。 | ○法人・所管部局において検討を行ったが、数値目標を定めるにはなじまないと判断（別紙⑥参照）  ①一般利用価値が高い駅前などは駐輪場・テナント等として貸付を行っており、未貸付地がない状況。  　駅前駐輪場等については、継続的な利用が見込まれ、解約リスクがほとんどないと考えている。  　また、テナント等については、JR西日本の関連会社を仲介して貸し出しを行っており、  　テナントが撤退した場合でもJR西日本の関連会社からの賃料収入が得られるため、収益面でのリスクは生じず、借入金返済に支障を生じさせることが無い。  ②未貸付地は進入路が確保できないため、貸付困難な箇所が多い。 |